

兵庫県条例第 号

中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例

中小企業の振興に関する条例（平成27年兵庫県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第24条を第25条とし、第19条から第23条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の1条を加える。

（中小企業者の災害時の事業継続支援）

第19条 県は、地震、風水害その他の災害時において中小企業者が速やかに復旧復興を図り、事業を継続することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。